

令和6年度

第4回東松島市農業委員会総会議事録

令和6年9月25日

東松島市農業委員会

# 令和6年度第4回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和6年9月25日（水） 午後1時30分

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐 藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 賃貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について

日程第5 議案第1号 非農地証明願について

日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第9 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第10 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（13名）

| 席次  | 委員氏名   | 席次  | 委員氏名  | 席次  | 委員氏名  |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 熊谷 奨   | 2番  | —     | 3番  | 大山 道保 |
| 4番  | 秋本 まゆみ | 5番  | —     | 6番  | 小岩 敏幸 |
| 7番  | 菅井 賢治  | 8番  | 安倍 民夫 | 9番  | 川村 勝雄 |
| 10番 | 大崎 康   | 11番 | 齋藤 宏樹 | 12番 | —     |
| 13番 | 安住 高司  | 14番 | 今野 嘉彦 | 15番 | 安部 俊郎 |
| 16番 | 佐藤 栄宏  |     |       |     |       |

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

| 席次 | 委員氏名  | 席次 | 委員氏名  | 席次  | 委員氏名 |
|----|-------|----|-------|-----|------|
| 2番 | 門馬 宏之 | 5番 | 三浦 牧恵 | 12番 | 佐藤 祥 |

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩  
事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

## 【 開 会 】

○事務局長： ただいまより、第4回東松島市農業委員会総会を開催いたします。  
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤栄宏会長： — 会長挨拶 —  
— 会長の動向報告 —

○事務局長： 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。  
それでは会長、よろしくお願いいたします。

## 【 議 事 】

○議長（佐藤栄宏会長）： それでは、議事に入ります。

本日は、2番門馬宏之委員、5番三浦牧恵委員、12番佐藤祥委員から欠席届が出されております。  
ただいまの出席委員は16名中13名であります。定足数に達しておりますので、これより第4回東松島市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、6番小岩敏幸委員、7番菅井賢治委員のお二人を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、お二人を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。

○事務局長： 資料の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。

その1、矢本字中谷地127—3、965㎡、解約届出日は令和6年8月21日、贈与のため賃貸借契約の解約でございます。

その2、大塩字裏谷地244—1 外 計8筆で13,058㎡、解約届出日は令和6年9月6日、贈与のため賃貸借契約の解約でございます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第4、報告事項2 農地転用制限の例外規定による届出について、事務局から説明願います。

○局長補佐： その1、大塩字表1―1、外 計3筆で1,305㎡。事由は、道路管理者が設置する自動車駐車場として利用のため。現在の利用状況は、休耕中。令和6年9月10日届出受理。位置図は3ページとなります。農地法施行規則第53条第5号による地方公共団体が設置する道路で土地収用法第3条各号に掲げるものの敷地に供する施設ということに該当するので、農地転用制限の例外ということで、届出を受けております。転用ではありませんが、農地区分としては第2種農地、北側に三陸縦貫自動車道、周辺地は山林に囲まれており、小規模で生産性の低い農地であります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 次に、日程第5、議案第1号 非農地証明願について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。

その1、浜市字新田30―5、22㎡。願出地は、昭和50年代には既に周辺農地への耕作用道路及び周辺住民の生活道路として使用され、平成12年頃にほぼ現在の状態になりました。今後も農地として復元することがないことから、非農地証明願を提出するものです。5ページが位置図です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員より聴き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月15日。転用された日が平成12年頃。現在の利用状況は、通路として使用。転用した理由は、以前は通路として使用されていたが、徐々に広くなり車の通路となった。今後も農地として利用することはないということです。総合意見として、適当と思われます。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を非農地証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を非農地証明願のとおり証明することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局から説明願います。

○事務局長： 議案の6ページをご覧ください。

その1、矢本字中谷地127―3 外 計3筆で1,405㎡、贈与による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 9番川村勝雄委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○川村勝雄委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月17日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、贈与。受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜です。通作距離は、約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。  
次に、その2を事務局より説明願います。

○事務局長： その2、赤井字寺48―6、2,515㎡、5年間の賃借権設定となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 1番熊谷奨委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月20日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由は、新規就農。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、新規で就農。通作距離は、約5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。  
次に、その3を事務局より説明願います。

○事務局長： その3、大塩字裏谷地244—1、外 計12筆で15,330㎡、贈与による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、贈与。受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可することに決定します。  
次に、その4を事務局より説明願います。

○事務局長： その4、大塩字五台117—1、外 計2筆で1,344㎡、売買による所有権移転となります。  
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月23日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、相手方要望。受け手の理由も、相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、露地野菜。通作距離は、約0.5km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は8ページとなります。

その1、大曲字堰北167-1、外 計3筆で993㎡。変更理由は、農家用住宅兼倉庫・作業場として、令和5年9月12日付、宮城県（東振）第409号にて農地転用許可を受けていたが、建築業者の変更に伴い、事業期間及び建築面積に変更が生じたため、事業計画変更承認申請の提出を受けたもの。当初は令和5年9月12日から令和6年3月31日までを、今回変更で令和5年9月12日から令和6年11月1日までという事業期間の変更と、当初の合計建築面積が216.11㎡を235.99㎡に建築面積の変更を行うものです。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第8、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は9ページとなります。

その1、新田字風張14、1、933のうち141.63㎡。転用目的は、農家住宅敷地。現在の利用状況は休耕中。新田字風張13番地に建築されている農家住宅の老朽化に伴い、がけ地に隣接している13番地から13、14番地の各一部に移転するものです。10ページが位置図になります。農地区分は第2種農地、周辺は山林と宅地で囲まれており、小規模で生産性の低い農地であると、宮城県と調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員の聞き取り調査報告をお願いします。

○安部民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月15日。転用目的は、農家住宅敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第9、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 資料は11ページとなります。

その1、小松字上前柳251-1、1、300㎡。転用目的は、太陽光発電施設敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は、売買による所有権移転。位置図については、13ページのとおりで、農地区分は第2種農地、周辺は山林宅地に囲まれて、小規模で生産性の低い農地となっており、宮城県と調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 7番菅井賢治委員より聞き取り調査報告をお願いします。

○菅井賢治委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月16日。転用目的は、太陽光発電施設。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障については、無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その2を事務局より説明願います。

○局長補佐： その2、赤井字関の内四号296、外 計3筆で345㎡。転用目的は、駐車場敷地。現在の利用状況は普通畑。権利の種類は、売買による所有権移転。位置図については、14ページで、農地区分としては第2種農地となります。JR仙石線の陸前赤井駅から1km以内で、駅を中心とした宅地化率が40%を超えるということで第2種農地に該当すると、宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月24日。転用目的は、墓地駐車場。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その3を事務局より説明願います。

○局長補佐： その3、赤井字川前四番4—1、1,883㎡。転用目的は、現場事務所及び駐車場敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は、賃貸借による一時転用、許可日より8か月を予定しております。

す。位置図については、15ページで、農地区分としては第2種農地となっており、JR仙石線の陸前赤井駅から1km以内で、駅を中心とした宅地化率が40%を超えるということで第2種農地に該当すると、宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので、事務局より聞き取り調査報告をお願いします。

○事務局長： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月20日。転用目的は、公共工事の現場事務所としての一時転用。転用目的の実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その4を事務局より説明願います。

○局長補佐： その4、浜市字新田30—6、35㎡。転用目的は、境内地（庭敷地）。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は、寄付による所有権移転。位置図については、16ページで、農地区分としては第1種農地となります。1ha以上の集团的農地の近隣に位置しておりますが、周辺に集落が形成されており周辺住民の生活に必要な不可欠なものということで第1種農地の例外規定に該当するというので、宮城県と調整しております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 8番安倍民夫委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月17日。転用目的は、譲渡人希望による境内地。転用目的の実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その4を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その4を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、その5、6は関連がありますので、一括して事務局より説明願います。

○局長補佐： その5、大塩字清水沢65—4、1,328㎡。転用目的は、太陽光発電施設敷地。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は、売買による所有権移転。

その6、大塩字清水沢65—3、外 計2筆で2,790のうち290㎡。転用目的は、太陽光発電施設設置のための資材搬入専用通路。現在の利用状況は休耕中。権利の種類は、使用貸借による一時転用（許可日から6か月）。位置図については、17ページで、農地区分としては第2種農地となります。申請地内部に2m以上の高低差があり、農業機械を利用した効率的な営農が困難のため、小規模で生産性の低い農地として宮城県と調整を諮っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員 10番大崎康委員、聞き取り調査報告をお願いします。

○大崎康委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月23日。転用目的は、その5は、太陽光発電施設設置、その6は、そのための資材搬入専用通路。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件の支障は無し。総合意見として許可相当。附帯条件は無し。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その5及びその6を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その5及びその6を許可相当と認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第10、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

所有権移転及び利用権の賃貸借権設定を上程いたします。

本案件に関しては、9番 川村勝雄委員に係る案件でありますので、規定により一時退席願います。

それでは、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： 資料は18ページとなります。公告日は令和6年9月30日となります。

その1、所有権移転は、矢本字南浦141-2、510㎡。対価は250,000円。利用権の設定は、令和6年10月1日から令和17年3月31日の10年間で、借賃は金納で5,610円です。以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員1番 熊谷奨委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○熊谷奨委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和6年9月19日。権利の種類は、所有権移転。出し手理由は、高齢で県外に住んでいるため後継者もない。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離約0.5kmで、代金の支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻の単一経営です。受け手の方が現在所属する法人へ賃借権の設定をする次第です。賃借権設定の受け手理由としては、規模拡大。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約3km。農業経営の内容は、水稻、露地野菜、施設野菜、転作作物の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

川村委員、入場願います。

川村委員に報告します。本計画その1は、原案のとおり承認することに決定しました。

### 【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第4回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時14分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和6年9月25日

東松島市農業委員会長

署名委員 6番

小岩敏幸

署名委員 7番

萱井賢治